

## 電気通信事業法第 33 条第 2 項に基づく第 1 種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新																								
<p>(用語の定義) 第 3 条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">用 語</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～23 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>24 みなし契約事業者</td> <td>当社の電話サービス契約約款第 89 条第 1 項、総合デジタル通信サービス契約約款第 67 条第 1 項又は音声利用 I P 通信網サービス契約約款第 43 条第 1 項に定める協定事業者</td> </tr> <tr> <td>25～105 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>106 音声利用 I P 通信網サービス</td> <td>当社の音声利用 I P 通信網サービス契約約款（以下「音声利用 I P 通信網サービス契約約款」といいます。）に基づいて主として通話並びに通話に付随する映像及び符号による通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより伝送交換を行うための電気通信回線設備を使用して行う電気通信サービス</td> </tr> <tr> <td>107～111 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供) 第 99 条 当社は、みなし契約事業者（音声利用 I P 通信網サービス契約約款第 43 条第 1 項に定める協定事業者を除きます。以下この項及び次項において同じとします。）から、みなし契約事業者が磁気媒体により指定した契約者回線番号等に係るみなし契約者（みなし契約事業者と契約を締結したものとみなされる契約者をいいます。）の契約者情報（電話サービス又は総合デジタル通信サービスの契約者に関する情報に限ります。以下この項及び次項において同じとします。）の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当社の利用者料金に係る請求書の送付先氏名及びその住所並びにその契約者の氏名及びその住所等の契約者情報を磁気媒体により回答します。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 当社は、みなし契約事業者から、みなし契約事業者がお客様情報照会書により指定した契約者回線番号等に係るみなし契約者（みなし契約事業者と契約を締結したものとみなされる契約者をいいます。）の契約者情報の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当社の利用者料金に係る請求書の送付先氏名及びその住所並びに当社の対象契約者の住所等の契約者情報をお客様情報照会書により回答します。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 5 号のいずれにも該当すること（この場合において、第 1 項第 3 号に定める規定には音声利用 I P 通信網サービス契約約款第 43 条第 1 項ただし書の規定を、第 1 項第 4 号アに定める利用者料金には音声利用 I P 通信網サービス契約約款の料金表に定める通信料金に相当するものを、それぞれ含みます。）。</p>	用 語	意 味	1～23 (略)	(略)	24 みなし契約事業者	当社の電話サービス契約約款第 89 条第 1 項、総合デジタル通信サービス契約約款第 67 条第 1 項又は音声利用 I P 通信網サービス契約約款第 43 条第 1 項に定める協定事業者	25～105 (略)	(略)	106 音声利用 I P 通信網サービス	当社の音声利用 I P 通信網サービス契約約款（以下「音声利用 I P 通信網サービス契約約款」といいます。）に基づいて主として通話並びに通話に付随する映像及び符号による通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより伝送交換を行うための電気通信回線設備を使用して行う電気通信サービス	107～111 (略)	(略)	<p>(用語の定義) 第 3 条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">用 語</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～23 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>24 みなし契約事業者</td> <td>当社の電話サービス契約約款第 89 条第 1 項、総合デジタル通信サービス契約約款第 67 条第 1 項、音声利用 I P 通信網サービス契約約款第 43 条第 1 項又は特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款第 49 条第 1 項に定める協定事業者</td> </tr> <tr> <td>25～105 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>106 音声利用 I P 通信網サービス</td> <td>当社の音声利用 I P 通信網サービス契約約款（以下「音声利用 I P 通信網サービス契約約款」といいます。）又は当社の特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款（以下「特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款」といいます。）に基づいて主として通話並びに通話に付随する映像及び符号による通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより伝送交換を行うための電気通信回線設備を使用して行う電気通信サービス</td> </tr> <tr> <td>107～111 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供) 第 99 条 当社は、みなし契約事業者（音声利用 I P 通信網サービス契約約款第 43 条第 1 項及び特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款第 49 条第 1 項に定める協定事業者を除きます。以下この項及び次項において同じとします。）から、みなし契約事業者が磁気媒体により指定した契約者回線番号等に係るみなし契約者（みなし契約事業者と契約を締結したものとみなされる契約者をいいます。）の契約者情報（電話サービス又は総合デジタル通信サービスの契約者に関する情報に限ります。以下この項及び次項において同じとします。）の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当社の利用者料金に係る請求書の送付先氏名及びその住所並びにその契約者の氏名及びその住所等の契約者情報を磁気媒体により回答します。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 当社は、みなし契約事業者から、みなし契約事業者がお客様情報照会書により指定した契約者回線番号等に係るみなし契約者（みなし契約事業者と契約を締結したものとみなされる契約者をいいます。）の契約者情報の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当社の利用者料金に係る請求書の送付先氏名及びその住所並びに当社の対象契約者の住所等の契約者情報をお客様情報照会書により回答します。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 5 号のいずれにも該当すること（この場合において、第 1 項第 3 号に定める規定には音声利用 I P 通信網サービス契約約款第 43 条第 1 項ただし書及び特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款第 49 条第 1 項ただし書の規定を、第 1 項第 4 号アに定める利用者料金には音声利用 I P 通信網サービス契約約款の料金表及び特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款に定める通信料金に相当するものを、それぞれ含みます。）</p>	用 語	意 味	1～23 (略)	(略)	24 みなし契約事業者	当社の電話サービス契約約款第 89 条第 1 項、総合デジタル通信サービス契約約款第 67 条第 1 項、音声利用 I P 通信網サービス契約約款第 43 条第 1 項又は特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款第 49 条第 1 項に定める協定事業者	25～105 (略)	(略)	106 音声利用 I P 通信網サービス	当社の音声利用 I P 通信網サービス契約約款（以下「音声利用 I P 通信網サービス契約約款」といいます。）又は当社の特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款（以下「特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款」といいます。）に基づいて主として通話並びに通話に付随する映像及び符号による通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより伝送交換を行うための電気通信回線設備を使用して行う電気通信サービス	107～111 (略)	(略)
用 語	意 味																								
1～23 (略)	(略)																								
24 みなし契約事業者	当社の電話サービス契約約款第 89 条第 1 項、総合デジタル通信サービス契約約款第 67 条第 1 項又は音声利用 I P 通信網サービス契約約款第 43 条第 1 項に定める協定事業者																								
25～105 (略)	(略)																								
106 音声利用 I P 通信網サービス	当社の音声利用 I P 通信網サービス契約約款（以下「音声利用 I P 通信網サービス契約約款」といいます。）に基づいて主として通話並びに通話に付随する映像及び符号による通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより伝送交換を行うための電気通信回線設備を使用して行う電気通信サービス																								
107～111 (略)	(略)																								
用 語	意 味																								
1～23 (略)	(略)																								
24 みなし契約事業者	当社の電話サービス契約約款第 89 条第 1 項、総合デジタル通信サービス契約約款第 67 条第 1 項、音声利用 I P 通信網サービス契約約款第 43 条第 1 項又は特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款第 49 条第 1 項に定める協定事業者																								
25～105 (略)	(略)																								
106 音声利用 I P 通信網サービス	当社の音声利用 I P 通信網サービス契約約款（以下「音声利用 I P 通信網サービス契約約款」といいます。）又は当社の特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款（以下「特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款」といいます。）に基づいて主として通話並びに通話に付随する映像及び符号による通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより伝送交換を行うための電気通信回線設備を使用して行う電気通信サービス																								
107～111 (略)	(略)																								
<p>附 則（平成 25 年 10 月 11 日西設相制第 75 号） この改正規定は、平成 25 年 10 月 15 日から実施します。</p>																									

技術的条件集別表 2

1~3 (略)

4. 特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの利用条件

当社の特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は、次のとおりとする。

(1) 端末回線の利用条件

端末回線の利用条件は次に示すとおりとする。

(1/3)

接続条件	分類 3 による 当社網 からの 発信	分類 4 による 当社網 からの 発信	分類 6 による 当社網 からの 発信	分類 7 による 当社網 からの 発信	分類 9 による 当社網 からの 発信	分類 3 による 当社網 への 着信
特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの端末回線	○					

(2/3)

接続条件	発信種別 1 に よる当社網 からの 発信	発信種別 4 に よる当社網 からの 発信
特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの端末回線	○	

(3/3)

接続条件	形態 4-6 に おけ る接続	形態 6-2 に おけ る接続	形態 6-3 に おけ る接続	形態 17 におけ る接続
特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの端末回線	○			

凡例 ○：利用できる ×：利用できない

(略)

電気通信事業法第 33 条第 7 項に基づく第 1 種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧			新		
<p>(接続により提供する機能) 第 10 条 (略) 2 当社は、当社の契約者に対し電話サービス契約約款、総合デジタル通信サービス契約約款又は音声利用 IP 通信網サービス契約約款により提供している付加機能のうち、別表 1 の 1-2 (付加機能接続機能) に掲げる機能に接続する機能を提供します。</p> <p>別表 1 接続により提供する機能 1-1 (略) 1-2 付加機能接続機能</p>			<p>(接続により提供する機能) 第 10 条 (略) 2 当社は、当社の契約者に対し電話サービス契約約款、総合デジタル通信サービス契約約款、<u>音声利用 IP 通信網サービス契約約款又は特定地域向け音声利用 IP 通信網サービス契約約款</u>により提供している付加機能のうち、別表 1 の 1-2 (付加機能接続機能) に掲げる機能に接続する機能を提供します。</p> <p>別表 1 接続により提供する機能 1-1 (略) 1-2 付加機能接続機能</p>		
機能の区分	機能の内容	備考	機能の区分	機能の内容	備考
電話サービス契約約款、総合デジタル通信サービス契約約款又は音声利用 IP 通信網サービス契約約款により提供している付加機能接続機能	電話サービス契約約款、総合デジタル通信サービス契約約款又は音声利用 IP 通信網サービス契約約款により提供する付加機能等であって、接続にあたり当社が当然利用できるものとしている機能	この機能の接続可否については、技術的条件集別表 2 に規定します。	電話サービス契約約款、総合デジタル通信サービス契約約款、音声利用 IP 通信網サービス契約約款又は <u>特定地域向け音声利用 IP 通信網サービス契約約款</u> により提供している付加機能接続機能	電話サービス契約約款、総合デジタル通信サービス契約約款、 <u>音声利用 IP 通信網サービス契約約款又は特定地域向け音声利用 IP 通信網サービス契約約款</u> により提供する付加機能等であって、接続にあたり当社が当然利用できるものとしている機能	この機能の接続可否については、技術的条件集別表 2 に規定します。
<p>附 則 (平成 25 年 10 月 10 日西設相制第 76 号) <u>この改正規定は、平成 25 年 10 月 15 日から実施します。</u></p>					

技術的条件集別表 2

1~3 (略)

4. 特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの利用条件

当社の特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は、次のとおりとする。

(1) 付加機能の利用条件

付加機能(特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス)の利用条件は次に示すとおりとする。

付加機能の種類 [付加サービス名]		相互接続に関わる利用条件
着信転送機能[ボイスワープ]		1. 分類3、分類4、分類6、分類7、分類9、発信種別1、及び発信種別4の接続番号への第2呼発信(転送)を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態4-6及び形態17とする。
着信課金機能	基本機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態4-6とする。
	発信地域振分機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態4-6とする。
	話中時迂回機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態4-6とする。
	振分接続機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態4-6とする。
	受付先変更機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態4-6とする。
	時間外案内機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態4-6とする。
着信短縮ダイヤル機能(西日本全域型)[#ダイヤル]		1. 分類3の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態17とする。
特定番号通知機能		1. 分類3、分類4、分類6、分類7、分類9、発信種別1、発信種別4の接続番号への発信時に本機能の利用を可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態4-6及び形態17とする。
発信電話番号受信機能		1. 分類3、分類4、分類6、分類7、分類9、発信種

[ナンバー・ディスプレイ]	<p>別 1、発信種別 4 の接続番号への発信時、及び協定事業者からの着信時に本機能を利用可能とする。</p> <p>2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。</p> <p>3. 提供可能なインタフェース種別は形態 4 - 6 及び形態 1 7 とする。</p>
発信電話番号通知要請機能 [ナンバー・リクエスト]	<p>1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。</p> <p>2. 提供可能なインタフェース種別は形態 4 - 6 及び形態 1 7 とする。</p>
迷惑電話おことわり機能	<p>1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。</p> <p>2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。</p> <p>3. 提供可能なインタフェース種別は形態 4 - 6 及び形態 1 7 とする。</p>
通信中着信機能 [キャッチホン]	<p>1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。</p> <p>2. 提供可能なインタフェース種別は形態 4 - 6 及び形態 1 7 とする。</p>
同時通信機能 [複数チャネル]	<p>1. 分類 3、分類 4、分類 6、分類 7、分類 9、発信種別 1、発信種別 4 の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。</p> <p>2. 提供可能なインタフェース種別は形態 4 - 6 及び形態 1 7 とする。</p>
番号情報送出機能[追加番号]	<p>1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。</p> <p>2. 提供可能なインタフェース種別は形態 4 - 6 及び形態 1 7 とする。</p>
映像通信機能	<p>1. 分類 3、分類 4、発信種別 1、及び発信種別 4 の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。</p> <p>2. 提供可能なインタフェース種別は形態 4 - 6 及び形態 1 7 とする。</p>

(略)